

平成30年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H30.6.26現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301052010	療養病棟入院料2（入院料A）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	【平成30年4月診療分から適用】 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき変更
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301052110	療養病棟入院料2（入院料A）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	〃
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301052210	療養病棟入院料2（入院料B）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	〃
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301052310	療養病棟入院料2（入院料B）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	〃
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301052410	療養病棟入院料2（入院料C）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	〃
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301052510	療養病棟入院料2（入院料C）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	〃
				注加算グループ	C176	C118	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301052610	療養病棟入院料2（入院料D）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	【平成30年4月診療分から適用】 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき変更
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301052710	療養病棟入院料2（入院料D）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	"
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301052810	療養病棟入院料2（入院料E）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	"
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301052910	療養病棟入院料2（入院料E）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	"
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301053010	療養病棟入院料2（入院料F）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	"
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301053110	療養病棟入院料2（入院料F）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	"
				注加算グループ	C176	C118	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301053210	療養病棟入院料2（入院料G）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	【平成30年4月診療分から適用】 「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき変更
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301053310	療養病棟入院料2（入院料G）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	”
				注加算グループ	C175	C117	
A101-00	301053410	療養病棟入院料2（入院料H）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	”
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301053510	療養病棟入院料2（入院料H）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	”
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301053610	療養病棟入院料2（入院料I）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	”
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301053710	療養病棟入院料2（入院料I）（生活療養を受ける場合）（経過措置1）（注11）	5	基本加算グループ	B007	B008	”
				注加算グループ	C176	C118	
A101-00	301063310	療養病棟入院料2（入院料A）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	【平成30年4月診療分から適用】 平成30年6月21日付け事務連絡「平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく変更

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301063410	療養病棟入院料2（入院料A）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	【平成30年4月診療分から適用】 平成30年6月21日付け事務連絡「平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく変更
A101-00	301063510	療養病棟入院料2（入院料B）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301063610	療養病棟入院料2（入院料B）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301063710	療養病棟入院料2（入院料C）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301063810	療養病棟入院料2（入院料C）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301063910	療養病棟入院料2（入院料D）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	〃
A101-00	301064010	療養病棟入院料2（入院料D）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	〃
A101-00	301064110	療養病棟入院料2（入院料E）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064210	療養病棟入院料2（入院料E）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064310	療養病棟入院料2（入院料F）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064410	療養病棟入院料2（入院料F）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064510	療養病棟入院料2（入院料G）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	〃
A101-00	301064610	療養病棟入院料2（入院料G）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C117	〃
A101-00	301064710	療養病棟入院料2（入院料H）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064810	療養病棟入院料2（入院料H）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301064910	療養病棟入院料2（入院料I）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	〃

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
A101-00	301065010	療養病棟入院料2（入院料1）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）	5	注加算グループ	C163	C118	【平成30年4月診療分から適用】 平成30年6月21日付け事務連絡「平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく変更
A101-00	301065110	療養病棟入院料2（入院料1）（経過措置2）（注12）（栄養管理体制減算規定該当）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
A101-00	301065210	療養病棟入院料2（入院料1）（生活療養を受ける場合）（経過措置2）（注12）（栄養管理体制減算規定該当）	5	注加算グループ	C163	C118	〃
M011-00	313025550	充填2（1歯につき）（レジン前装金属冠の補修）	9		廃	止	【平成30年5月診療分から適用】 平成24年5月9日付け事務連絡「平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく廃止
0000-00	315000210	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）（歯科診療に係るものに限る）	5	基本名称	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）（歯科診療に係るものに限る）	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作成の標本）（歯科診療に係るものに限る）	【平成30年4月診療分から適用】 基本名称変更のため
				省略名称	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作成の標本）	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称変更のため
				注加算グループ	C174	C110	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループ設定変更のため
0000-00	315001110	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	5	基本名称	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作成の標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	【平成30年4月診療分から適用】 基本名称変更のため
				省略名称	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作製の組織標本）（デジタル病理画像）	口腔病理診断料（組織診断料）（他医療機関作成の標本）（デジタル病理画像）	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称変更のため
				注加算グループ	C174	C110	【平成30年4月診療分から適用】 注加算グループ設定変更のため
0000-00	315000510	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）（歯科診療に係るものに限る）	5	基本名称	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）（歯科診療に係るものに限る）	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作成の標本）（歯科診療に係るものに限る）	【平成30年4月診療分から適用】 基本名称変更のため
				省略名称	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作成の標本）	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称変更のため
0000-00	315001210	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	5	基本名称	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作成の標本）（デジタル病理画像）（歯科診療に係るものに限る）	【平成30年4月診療分から適用】 基本名称変更のため
				省略名称	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作製の標本）（デジタル病理画像）	口腔病理診断料（細胞診断料）（他医療機関作成の標本）（デジタル病理画像）	【平成30年4月診療分から適用】 省略名称変更のため
0000-00	315001370	悪性腫瘍病理組織標本加算（他医療機関作製の組織標本）	3		新	設	【平成30年4月診療分から適用】 平成30年厚生労働省告示第四十三号に基づく新設

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考	
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称					加算識別
1	C163	CA133	301062570	急性期患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料）	02	抹	消	平成30年6月21日付け事務連絡「平成30年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく変更	
5	C163	CA099	301004190	定数超過入院基本料減額（100分の10）	02	加算識別	02	03	〃
5	C163	CA101	301004390	定数超過入院基本料減額（100分の20）	02	加算識別	02	03	〃
5	C163	CA103	301004590	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の10）	03	加算識別	03	04	〃
5	C163	CA104	301004690	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の15）	03	加算識別	03	04	〃
5	C163	CA105	301004790	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の3）（離島等所在保険医療機関の場合）	03	加算識別	03	04	〃
5	C163	CA106	301004890	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の2）（離島等所在保険医療機関の場合）	03	加算識別	03	04	〃
3	C174	C0001	315000610	口腔病理診断管理加算1（組織診断を行った場合）	01	新	設		平成30年厚生労働省告示第四十三号に基づく新設
3	C174	C0003	315000810	口腔病理診断管理加算2（組織診断を行った場合）	02		〃		〃
3	C174	C0006	315001370	悪性腫瘍病理組織標本加算（他医療機関作製の組織標本）	03		〃		〃
3	C175	CA097	301003590	入院基本料減算（100分の40）（他医療機関受診）（包括診療行為を算定）	01		〃		「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき新設
3	C175	CA145	301072390	入院基本料減算（100分の35）（他医療機関受診）（強度変調放射線治療、定位放射線治療、粒子線治療）（包括診療行為を算定）	01		〃		〃
3	C175	CA110	301025890	入院基本料減算（100分の10）（他医療機関受診）（包括診療行為を算定しない場合）	01		〃		〃
3	C175	CA149	301072790	入院基本料減算（100分の5）（他医療機関受診）（強度変調放射線治療、定位放射線治療、粒子線治療・包括診療行為を算定しない場合）	01		〃		〃
3	C175	CA028	301007670	褥瘡対策加算1（療養病棟）	02		〃		〃

【平成30年4月診療分から適用】

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
3	C175	CA132	301062470	褥瘡対策加算2（療養病棟）	02	新	設	「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき新設
3	C175	CA070	301027270	重症児（者）受入連携加算（療養病棟入院基本料）	03			”
3	C175	CA133	301062570	急性期患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料）	04			”
3	C175	CA134	301062670	在宅患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料）	04			”
3	C175	CA099	301004190	定数超過入院基本料減額（100分の10）	05			”
3	C175	CA101	301004390	定数超過入院基本料減額（100分の20）	05			”
3	C175	CA103	301004590	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の10）	06			”
3	C175	CA104	301004690	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の15）	06			”
3	C175	CA105	301004790	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の3）（離島等所在保険医療機関の場合）	06			”
3	C175	CA106	301004890	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の2）（離島等所在保険医療機関の場合）	06			”
3	C176	CA097	301003590	入院基本料減算（100分の40）（他医療機関受診）（包括診療行為を算定）	01			”
3	C176	CA145	301072390	入院基本料減算（100分の35）（他医療機関受診）（強度変調放射線治療、定位放射線治療、粒子線治療）（包括診療行為を算定）	01			”
3	C176	CA110	301025890	入院基本料減算（100分の10）（他医療機関受診）（包括診療行為を算定しない場合）	01			”
3	C176	CA149	301072790	入院基本料減算（100分の5）（他医療機関受診）（強度変調放射線治療、定位放射線治療、粒子線治療・包括診療行為を算定しない場合）	01			”
3	C176	CA070	301027270	重症児（者）受入連携加算（療養病棟入院基本料）	02			”

【平成30年4月診療分から適用】

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目			変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称				
3	C176	CA133	301062570	急性期患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料）	03	新	設	「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成30年3月30日事務連絡）に基づき新設
3	C176	CA134	301062670	在宅患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料）	03		〃	〃
3	C176	CA099	301004190	定数超過入院基本料減額（100分の10）	04		〃	〃
3	C176	CA101	301004390	定数超過入院基本料減額（100分の20）	04		〃	〃
3	C176	CA103	301004590	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の10）	05		〃	〃
3	C176	CA104	301004690	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の15）	05		〃	〃
3	C176	CA105	301004790	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の3）（離島等所在保険医療機関の場合）	05		〃	〃
3	C176	CA106	301004890	医療法標準による医師等の基準を下回る場合の減額（100分の2）（離島等所在保険医療機関の場合）	05		〃	〃

【平成30年4月診療分から適用】